

歯科医師法

第一章 総則

第二章 免許

第二条 歯科医師にならうとする者は、歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

第三条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えない。

一 心身の障害により歯科医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

三 罰金以上の刑に処せられた者

四 前号に該当する者を除くほか、医事に関する犯罪又は不正の行為のあつた者

第五条 厚生労働省に歯科医籍を備え、登録年月日、第七条第一項の規定による処分に関する事項その他の歯科医師免許に関する事項を登録する。

第六条 免許は、歯科医師国家試験に合格した者の申請により、歯科医籍に登録することによつて行う。

2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、歯科医師免許証を交付する。

3 歯科医師は、厚生労働省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所（歯科医業に従事する者については、更にその場所）その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年一月十五日までに、その住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律五百五十一号）第六条第一項の規定により当該届出を同様に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、都道府県知事を経由することを要しない。

第六条の二 厚生労働大臣は、歯科医師免許を申請した者について、第四条第一号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときと

第七条 歯科医師が第四条各号のいずれかに該当
は、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を
聽取させなければならない。

二 行為のあつたときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

一 戒告

二 三年以内の歯科医業の停止

三 免許の取消し

前項の規定による取消処分を受けた者（第四条第三号若しくは第四号に該当し、又は歯科医師としての品位を損するような行為のあつた者にて同項の規定による取消処分を受けた者にあつては、その処分の日から起算して五年を経過しない者を除く。）であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたときその他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第六条第一項及び第二項の規定を準用する。

3 厚生労働大臣は、前二項に規定する処分をするに当たつては、あらかじめ医道審議会の意見を聴かなければならぬ。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定による免許の取消処分をしようとするときは、都道府県知事に対し、当該処分に係る者に対する意見の聴取を行うことを求め、当該意見の聴取をもつて、厚生労働大臣による聴聞に代えることができる。

5 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節（第二十五条、第二十六条及び第二十一条を除く。）の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五条规定第一項中「行政序」とあるのは「都道府県知事」と、同法第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）中「行政序は」とあるのは「都道府県知事は」と、「当該行政序が」とあるのは「当該都道府県知事が」と、「当該行政序の」とあるのは「当該都道府県の」と、同法第十六条第四項並びに第十八条第一項及び第三項中「行政序」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十九条第一項中「行政序が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事が指名する職員」と、同法第二

十条第一項、第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同条第六項及び同法第二十四条第三項中「行政庁」とあるのは「都

道府県知事」と読み替えるものとする。

厚生労働大臣は、都道府県知事から当該処分の原因となる事実を証する書類その他の意見の聴取を行う上で必要となる書類を求められた場合には、速やかにそれらを当該都道府県知事あて送付しなければならない。

都道府県知事は、第四項の規定により意見の聴取を行う場合において、第五項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該調書及び報告書の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。

厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めたときは、都道府県知事に対し、前項前段の規定により提出された調書及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。行政手続法第二十二条第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

厚生労働大臣は、当該処分の決定をするときは、第七項の規定により提出された意見書並びに調書及び報告書の写しの内容を十分参照してこれをしなければならない。

厚生労働大臣は、第一項の規定による歯科医業の停止の命令をしようとするときは、都道府県知事に対し、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行うことを求め、当該処分に係る者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

第一項の規定を根拠として当該処分をしようとする旨及びその内容

えて、医道審議会の委員に、当該処分に係る者に対する弁明の聽取を行わせることができる。この場合においては、前項中「前項」とあるの

は「次項」と、「都道府県知事」とあるのは、厚生労働大臣と読み替えて、同項の規定を適用する。

14 第十一項（前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

15 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十項又は第十二項前段の規定により弁明の聴取を行つたときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。

16 厚生労働大臣は、第四項又は第十項の規定により都道府県知事が意見の聴取又は弁明の聴取を行う場合においては、都道府県知事に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を通知しなければならない。

17 一 当該処分に係る者の氏名及び住所
二 当該処分の内容及び根拠となる条項
三 当該処分の原因となる事実

18 第四項の規定により意見の聴取を行う場合における第五項において読み替えて準用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第十項の規定により弁明の聴取を行う場合における第十一項の通知は、それぞれ、前項の規定により通知された内容に基づいたものでなければならぬ。

19 第四項若しくは第十項の規定により都道府県知事が意見の聴取若しくは弁明の聴取を行う場合又は第十二項前段の規定により医道審議会の委員が弁明の聴取を行う場合における当該処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第七条の二 厚生労働大臣は、前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた歯科医師又は同条第二項の規定により再免許を受けようとする者に対し、歯科医師としての倫理の保持又は歯科医師として具有すべき知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「再教育研修」という。）を受けるよう命ずることができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による再教育研修を修了した者について、その申請により、再教育研修を修了した旨を歯科医籍に登録する。
3 厚生労働大臣は、前項の登録をしたときは、再教育研修修了登録証を交付する。

4 第二項の登録を受けようとする者及び再教育研修修了登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5 前条第十項から第十七項まで（第十二項を除く。）の規定は、第一項の規定による命令をしようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七条の三 厚生労働大臣は、歯科医師について第七条第一項の規定による处分をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、当該事案に関係する者若しくは参考人から意見若しくは報告を徴し、診療録その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は当該職員をして当該事案に関係のある病院その他の場所に立ち入り、診療録その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八条 この章に規定するもののほか、免許の申請、歯科医籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出並びに住所の届出に関して必要な事項は政令で、第七条第一項の処分、第七条の二第一項の再教育研修の実施、同条第二項の歯科医籍の登録並びに同条第三項の再教育研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に関する必要な事項は厚生労働省令で定める。

第九条 歯科医師国家試験は、臨床上必要な歯科医学及び口くう衛生に関して、歯科医師として具有すべき知識及び技能について、これを行ふ。

第十条 歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験は、毎年少くとも一回 厚生労働大臣が、これを行う。

- 及び次の各号のいずれかに該当する場合においては、その限りでない。

一 暗示的効果を期待する場合において、処方箋を交付することがその目的の達成を妨げる場合

二 処方箋を交付することが診療又は疾病の予後について患者に不安を与える、その疾病的治療を困難にするおそれがある場合

三 病状の短時間ごとの変化に即応して薬剤を投与する場合

四 診断又は治療方法の決定していない場合

五 治療上必要な応急の措置として薬剤を投与する場合

六 安静をする患者以外に薬剤の交付を受けることができる者がいない場合

七 薬剤師が乗り組んでいない船舶内において、薬剤を投与する場合

2 歯科医師は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条の二第一項の規定により処方箋を提供した場合は、前項の患者又は現にその看護に当たっている者に対して処方箋を交付したものとみなす。

第二十二条 歯科医師は、診療をしたときは、本人又はその保護者に対し、療養の方法その他保健の向上に必要な事項の指導をしなければならない。

第二十三条 歯科医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。

2 前項の診療録であつて、病院又は診療所に勤務する歯科医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関するものは、その歯科医師において、五年間これを保存しなければならない。

第二十三条の二 厚生労働大臣は、公衆衛生上重大な危害を生ずる虞がある場合において、その危害を防止するため特に必要があると認めるときは、歯科医師に対して、歯科医療又は保健指導に必要な指示をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指示をするに当つては、あらかじめ医道審議会の意見を聽かなければならぬ。

第五章 歯科医師試験委員

第二十四条 歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験に備する事務をつかさどらせるため、厚生労働省に歯科医師試験委員を置く。

2 歯科医師試験委員に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条から第二十七条まで 削除

家試験又は歯科医師國家試験予備試験に關する事務をつかさどる者は、その事務の施行に當つて厳正を保持し、不正の行為のないようにしなければならない。

第五章の二 雜則

第二十八条の二 厚生労働大臣は、歯科医療を受ける者その他国民による歯科医師の資格の確認及び歯科医療に關する適切な選択に資するよう、歯科医師の氏名その他の政令で定める事項を公表するものとする。

第二十八条の三 第六条第三項、第七条第四項及び第八条前段、同条第十項及び第十一項（これら規定を第七条の二第五項において準用する場合を含む）、第七条第五項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第四項、第十八条第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十条第六項並びに第二十四条第三項並びに第七条第八項後段において準用する同法第二十二条第三項において準用する同法第十五条第三項の規定により都道府県が處理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十一条の三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して前条第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

第三十二条 この法律は、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）施行の日から、これを施行する。

第三十三条 国民医療法（昭和十七年法律第七十号、以下旧法という。）又は歯科医師法（明治三十九年法律第四十八号、以下旧歯科医師法といふ。）によつて歯科医師免許を受けた者は、これをこの法律によつて歯科医師免許を受けた者とみなす。

第三十四条 旧歯科医師法施行前歯科医業開業免状を得た者のする歯科医業については、なお従前の例によつて。

第二十九条 次の各号のいづれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十七条の規定に違反した者
- 二 虚偽又は不正の事實に基づいて歯科医師免許を受けた者

第三十条 第七条第一項の規定により歯科医業の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に歯科医業を行つたものは、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれと併科する。

第三十一条 第二十八条の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らす。

第三十四条 旧法第八条第二項の規定により許可を受け、又は国民医療法施行規則（昭和十七年月三十一日まで、前項の例によることができる。

し、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条の二 次の各号のいづれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第三項、第十八条、第二十条、第二十一項又は第二十三条の規定に違反した者

二 第七条の二第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

三 第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

五 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

六 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

七 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

八 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

九 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

十 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

十一 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

十二 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

十三 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

十四 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

十五 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

十六 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

十七 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

十八 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

十九 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

二十 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

二十一 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

二十二 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

二十三 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

二十四 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

二十五 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

二十六 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

二十七 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

二十八 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

二十九 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

三十 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

三十一 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

三十二 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

三十三 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

三十四 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

三十五 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

三十六 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

三十七 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

三十八 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

三十九 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

四十 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

四十一 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

四十二 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

四十三 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

四十四 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

四十五 第七条の三第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

厚生省令第四十八号）第七十二条の規定により許可を受けた者とみなされ歯科医業中充てん、補てつ及び矯正の技術に属する行為をなすことができる医師のする歯科医業については、なお従前の例による。

第三十五条 旧法第八条第二項の規定により許可を受け歯科専門を標ぼうすることとのできる医師は、この法律施行の後も、なお従前の例により受け歯科専門を標ぼうすることができる。

第三十六条 この法律施行の際、歯学の課程を設ける学校において二年以上専ら歯学を修業し、又は現に修業中である医師は、この法律施行の後も、なお従前の例により厚生労働大臣の許可を受け歯科専門を標ぼうすることができる。

第三十七条 旧法又は旧歯科医師法による歯科医業中充てん、補てつ及び矯正の技術に属する行為をすることができる医師についての規定を準用する。

第三十八条 旧法又は旧歯科医師法によつて歯科医業免許の取消の処分又は歯科医業の停止の処分は、これをこの法律の相当規定によつてしたものとみなす。この場合において停止の期間は、なお従前の例による。

第三十九条 旧歯科医師法若しくはこれに基いて発する命令に違反した者又は右の命令に基いてした処分に違反した者の処罰については、なお従前の例による。

第四十条 旧法の規定により作成された歯科医師又は第三十四条第一項に規定する者の診療録は、これを第二十三条の診療録とみなす。

第四十一条 この法律施行の際従前の規定によつて歯科医師国家試験予備試験の受験資格を有する者は、第十二条の規定にかかわらず、歯科医師免許及び試験については、昭和三十年十二月三十一日まで、前項の例によることができる。

第四十二条 国民医療法施行令の一部を改正する勅令（昭和二十一年勅令第四百二号）附則第二項の規定に該当する者は、第二条の規定にかかる

第四十三条 国民医療法施行令の一部を改正する勅令（昭和二十二年勅令第三百三十七号）附則第二項の規定に該当する者は、第十二条の規定にかかるわらず、歯科医師国家試験を受けることができる。

第四十四条 学校教育法附則第三条の規定により大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は専門学校令（明治三十六年勅令第六十号）による専門学校として、その存続を認められた大学又は専門学校は、第十二条第一号の大学とみなす。

第四十五条 国は、当分の間、都道府県に対し、第六十二条の二第一項に規定する病院又は診療所に附属する施設のうち臨床研修を行うために必要なものの整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、都道府県以外の病院又は診療所の開設者が行う場合にあつては当該開設者に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

第四十六条 第二条第一項第二号に該当するものについては、その要する費用に充てる資金の一部を、都道府県以外の病院又は診療所の開設者が行う場合にあつては当該開設者に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

第四十七条 前項の国が貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

第四十八条 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰り上げその他の処分は、これをこの法律の相当規定によつてしたものとみなす。この場合において停止の期間は、なお従前の例による。

第四十九条 旧法又は旧歯科医師法による歯科医業免許の取消の処分又は歯科医業の停止の処分は、これをこの法律の相当規定によつてしたものとみなす。

第五十条 国は、第一項の規定により都道府県に対し貸付を行つた場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

第五十一条 都道府県が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げ償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

第五十二条 この法律は、公布の日から施行する。

ることとされる事務は、新地方自治法第二条第一項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十四条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十六条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年二月八日法律第一号) (施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで 略
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一六年六月二九日法律第八号) (施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）

二 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二

十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び

三 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二

十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び

四 第千三百四十四条の規定

第五条(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条、第五条並びに附則第十一条から第

十三条まで及び第二十四条の規定 平成十八

年四月一日

(臨床研修修了歯科医師の登録に係る経過措置)

第十一条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に歯科医師免許を受けている者及び当該規定の施行前に歯科医師免許の申請を行った者であつて当該規定の施行後に歯科医師免許を受けたものは、第三条の規定による改正後の医療法及び第五条の規定による改正後の歯科医師法の適用については、同法第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者とみなす。

第十二条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第五条の規定による改正前の歯科医師法第十六条の二第一項の規定による指定を受けている病院又は診療所は、第五条の規定による指定を受けている病院又は診療所とみなす。

第十三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第三条の規定による改正前の歯科医師

第十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された医療法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要がある場合は、政令で定める。

第十五条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(再免許の交付に関する経過措置)

附 則 (平成一三年六月二九日法律第八号) (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(検討)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律における障害者に係る格差事由の在り方について、当該欠格事由に関する規定の施行の状況を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(再免許に係る経過措置)

第三条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定する免許の取消事由により免許を取り消された者に係る当該取消事由がこの法律による改訂後のそれぞれの法律により再免許を与えることができる取消事由（以下この条において「再免許が与えられる免許の取消事由」という。）に相当するものであるときは、その者を再免許が与えられる免許の取消事由により免許が取り消された者とみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の再免許に関する規定を適用する。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 附則第一条第二号に係る経過措置

第六条 附則第一条第二号に係る経過措置

第七条 附則第一条第二号に係る経過措置

第八条 附則第一条第二号に係る経過措置

第九条 附則第一条第二号に係る経過措置

第十条 附則第一条第二号に係る経過措置

第十二条 附則第一条第二号に係る経過措置

第十三条 附則第一条第二号に係る経過措置

第十四条 附則第一条第二号に係る経過措置

第十五条 附則第一条第二号に係る経過措置

第十六条 附則第一条第二号に係る経過措置

第十七条 附則第一条第二号に係る経過措置

第十八条 附則第一条第二号に係る経過措置

第十九条 附則第一条第二号に係る経過措置

第二十条 附則第一条第二号に係る経過措置

第二十一条 附則第一条第二号に係る経過措置

第二十二条 附則第一条第二号に係る経過措置

第二十三条 附則第一条第二号に係る経過措置

一 附則第十六条の規定、附則第三十二条の規定及び附則第三十二条の規定 公布の日 定及び附則第三十二条の規定 公布の日

(検討)

第一条 政府は、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された医療法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要がある場合は、政令で定める。

(再免許の交付に関する経過措置)

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日